

共同CMS利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
5.（変更・解約等） （1）（略） （2）本サービスは、利用者または当行の都合によりいつでも解約できます。ただし、利用者が解約しようとする場合は所定の申込書により当行と運営協会へ届出るものとします。 （3）～（9）（略）	5.（変更・解約等） （1）（略） （2）本サービスは、利用者または当行の都合によりいつでも解約できます。ただし、利用者が解約しようとする場合は「<u>共同CMS申込書</u>」により当行と運営協会へ届出るものとします。 （3）～（9）（略）
11.（規定の変更） 当行が必要と判断した場合には、当行は、利用者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、利用者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。利用者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に利用者から変更に同意しない旨の通知を受領しない場合には、利用者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は、利用者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	<u>11.（規定の変更）</u> <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、貴行は、変更内容および変更日を貴行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>